

**改正**

平成28年6月28日告示第17号

小値賀町空き家改修事業補助金交付要綱

(目的)

**第1条** 本要綱は、空き家を改修して小値賀町に定住しようとする者に対してその改修に要する費用の一部を補助することにより、小値賀町への定住を促進するとともに空き家の有効利用を図ることを目的とし、その補助金交付に関しては小値賀町補助金交付規則（昭和57年4月1日規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるものとする。

(定義)

**第2条** 本要綱における「空き家」とは小値賀町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱（平成26年3月31日小値賀町告示第11号）の空き家バンク登録台帳に登録された物件をいう。

(補助対象者)

**第3条** 補助金交付対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町内の住宅困窮者及び町外からの移住者が居住する住宅として空き家を改修しようとする当該空き家の所有者（空き家を購入し、移住に際して改修をしようとする町内居住者及び町外からの移住者を含む。）
- (2) 自ら居住する住宅として空き家を借り上げ、移住に際して改修をしようとする町内居住者及び町外からの移住者
- (3) 当該空き家に関し、国、県又は町の制度による住宅取得及び本補助金類似の他の補助金を受けていない者

(補助対象事業)

**第4条** 補助金交付の対象となる事業は空き家の改修工事で、補助金の交付決定を受けた日の属する年度と同一の年度内に完了する事業とする。

2 前項の事業完了後、10年間、当該住宅を活用するものとする。

3 前条第2号に規定する者が第1項の事業を実施しようとする場合には、当該空き家住宅所有者の承諾を得るものとする。

(補助金の額等)

**第5条** 補助金の額は、予算の範囲内において補助対象事業に要した経費の2分の1以内の額とし、

その限度額は、1件につき200万円とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

2 この補助金は、同一物件に対して1回限り交付する。

(補助金の交付申請)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小値賀町空き家改修事業補助金交付申請書（様式第1号）と小値賀町空き家改修事業計画書及び収支予算書（様式第2号）、その他必要な書類を添付し改修工事着手前までに町長に提出しなければならない。

(交付決定)

**第7条** 町長は、前条の申請があったときは速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、小値賀町空き家改修事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

**第8条** 前条の規定により、補助金交付決定通知を受けた者はその内容を変更する場合又は補助事業を中止しようとするときは、小値賀町空き家改修事業補助金変更（中止・廃止）申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による補助事業の変更等の承認申請があったときは、その内容を審査し、小値賀町空き家改修事業補助金変更等承認（不承認）決定通知書（様式第5号）により承認の可否を通知するものとする。

(実績報告)

**第9条** 申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに、小値賀町空き家改修事業実績報告書（様式第6号）と小値賀町空き家改修事業実績書（様式第7号）、その他必要な書類を添付して町長に提出しなければならない。

(額の決定)

**第10条** 町長は、前条の補助金実績報告書が提出されたときはその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、小値賀町空き家改修事業補助金額の確定通知書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

**第11条** 前条の規定により、補助金額の確定通知を受けた者は、小値賀町空き家改修事業補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出するものとする。

(補助金の返還等)

**第12条** 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、小値賀町空き家改修事業補助金返還命令書（様式第10号）により、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
  - (2) 補助金交付の条件に違反したとき
  - (3) 補助金の使途が不相当と認められるとき
- (その他)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年6月28日告示第17号）

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

小値賀町長 様

申請者 住 所  
氏 名

印

### 小値賀町空き家改修事業補助金交付申請書

年度において、小値賀町空き家改修事業補助金交付事業を実施したいので、補助金 円を交付されたく、小値賀町空き家改修事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

#### 関係書類

- 1 小値賀町空き家改修事業 事業計画書及び収支予算書
- 2 その他添付書類

様式第2号（第6条関係）

小値賀町空き家改修事業計画書及び収支予算書

1 空き家改修の概要（事業計画）

①住宅所在地 (番地まで記載)					
②住宅の延べ床面積					
③住宅を活用する期間					
④空き家改修費					
⑤改修内容					
⑥改修費積算	工種	数量	単価		
⑦工事請負業者名等	名称 住所 電話				

2 空き家改修費の内訳(収支予算書)

①空き家改修費	円
②自己資金額	円
③補助金額	円

3 事業申込書補助金交付申請額計算書(補助金交付申請額は、千円未満切捨て)

①空き家改修費	× 1/2 =	補助金交付申請額
円		(上限 1,000 千円)
		千円

4 空き家所有者同意書欄

私所有の上記住宅の改修については、異議なく承諾します。

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

(裏面あり)

## 添付書類

- (1) 見積書
- (2) 改修部位を明記した平面図
- (3) 現況等がわかる写真  
(改修部位のよくわかる鮮明なカラー写真を複数枚添付願います。)
- (4) 申請者が補助金交付要綱第 3 条第 2 号に該当する空き家住宅の借主の場合には、次の書類も添付してください。

### ①住宅貸借契約書の写し

なお、申請者が補助金交付要綱第 3 条第 1 号に該当する場合であって、当該空き家住宅の貸主の場合には、①の書類を添付してください。

様

小値賀町長 ⑩

### 小値賀町空き家改修事業補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付で申請がありました小値賀町空き家改修事業補助金については、次のとおり決定したので、小値賀町空き家改修事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項の規定により通知します。

なお、要綱第3条各号に掲げる要件に違反したときは、要綱第12条の規定により補助金の返還を求めます。

#### 1 決定内容

- 補助金の交付を決定します。

交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

- 次の理由により、補助金の交付をすることはできません。

（理由）

#### 2 注意事項

- (1) 補助対象工事の内容を変更し、中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ町長の承認を受けること。
- (2) 補助金の交付の目的以外に使用しないこと。
- (3) 補助対象工事の遂行状況に関し報告を求め、又は実地調査を行うことがあること。
- (4) 補助対象工事が完了したときは、工事完了後 30 日以内かつ当該補助を決定した日の属する年度の末日までに、小値賀町空き家改修事業実績報告書（様式第5号）と小値賀町空き家改修事業実績書（様式第6号）に次の書類を添えて提出すること。

※居住者の住民票      ※改修した空き家の平面図

※改修内容がわかる写真      ※領収書の写し

小値賀町長 様

申請者 住所  
氏名 ㊟

**小値賀町空き家改修事業補助金変更(中止・廃止)申請書**

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた小値賀町空き家改修事業補助金について、次のとおり申請内容を変更(中止・廃止)したいので、小値賀町空き家改修事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

施工業者住所 氏名又は名称			
工事物件所在地	小値賀町		
設計・工事内容			
見積り金額 (消費税抜き)			
設計・工事期間	着手予定	年 月 日 から	
	完成予定	年 月 日 まで	
延床面積	㎡	左記のうち住宅以外の部分(店舗等)	㎡
確認事項	上記工事に係る他の制度による補助金等の有無	有・無	
上記申請要件の確認のために必要があるときは、他の制度の補助金等について、関係部局に報告を求めることに同意します。 <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p>			
添付書類 (1)補助対象工事に要する経費に係る見積書の写し (2)補助対象工事の位置及び改修の内容が分かる書類 (3)現況写真 (4)その他町長が特に必要と認める書類			

※中止又は廃止の申請の場合、添付書類(1)～(4)の提出の必要はありません。

様

小値賀町長

㊟

**小値賀町空き家改修事業補助金交付(不交付)決定通知書**

年 月 日付けで申請がありました小値賀町空き家改修事業の変更等については、次のとおり決定したので、小値賀町空き家改修事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

1 決定内容

- 補助対象工事の変更(中止・廃止)について、承認することを決定します。

既決定金額 \_\_\_\_\_ 円

変更決定金額 \_\_\_\_\_ 円

(変更理由)

- 次の理由により、補助対象工事の変更(中止・廃止)をすることはできません。

(理由)

2 注意事項

- (1) 補助対象工事の内容を変更し、中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ町長の承認を受けること。
- (2) 補助金の交付の目的以外に使用しないこと。
- (3) 補助対象工事の遂行状況に関し報告を求め、又は実地調査を行うことがあること。
- (4) 補助対象工事が完了したときは、工事完了後30日以内かつ当該補助を決定した日の属する年度の末日までに、小値賀町空き家改修事業補助金実績報告書(様式第6号)と小値賀町空き家改修事業補助金実績書(様式第7号)に次の書類を添えて提出すること。
  - ① 居住者の住民票
  - ② 改修した空き家の平面図
  - ③ 改修内容がわかる写真
  - ④ 領収書の写し

小値賀町長 様

申請者 住 所  
氏 名

印

### 小値賀町空き家改修事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定があった小値賀町空き家改修事業補助金について、小値賀町空き家改修事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

#### 関係書類

- 1 小値賀町空き家改修事業 実績書
- 2 その他添付書類

小値賀町空き家改修事業 実績書

1 補助金交付申請に係る空き家改修の概要

①住宅所在地 (番地まで記載)	小値賀町 郷
②居住者氏名	
③居住年月日	
④空き家改修費	円
⑤改修内容 (工種ごとに記入)	
⑥工事請負業者名等	名称 住所 電話

2 空き家改修費の内訳

①空き家改修費	円
②自己資金額	円
③補助金額(千円未満切捨て)	円

3 補助金交付申請額計算書(補助金交付申請額は、千円未満切捨て)

①空き家改修費	× 1/2 =	補助金交付申請額
円		(上限 1,000 千円) 千円

4 補助金の振込先

① 金融機関名 (※郵便局は、ゆう貯銀行 口座)	銀行・金庫 支店・出張所		
② 預金種目	普通・当座	③口座番号	
④ 口座名義人	ふりがな 氏名		
	住所(〒 )		

(裏面あり)

## 添付書類

- (1) 居住者の住民票
- (2) 改修した空き家の平面図
- (3) 改修内容がわかる写真
- (4) 領収書の写し

### (注)

- 1 「補助金の振込先」の「口座名義人」は、申請者と同一であることが必要です。
- 2 添付書類の写真は、改修内容のよくわかる鮮明なカラー写真を複数枚添付し、できるだけ、事業計画書に添付した写真と同じアングル等で撮影し、対比ができるようにしてください。
- 3 添付書類の領収書は、この補助金の交付対象となった改修工事に係る領収書とします。

様

小値賀町長

印

### 小値賀町空き家改修事業補助金額の確定通知書

年 月 日付け 第 号交付の決定をした小値賀町空き家改修事業補助金については、小値賀町空き家改修事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおりその額を確定しましたので通知します。

1 補助事業の名称

2 補助事業に要した経費及び交付決定通知金額

補助事業の経費精算額 円

交付決定通知金額 円

3 補助金の交付確定額 円

様式第9号（第11条関係）

小値賀町空き家改修事業補助金交付請求書

金 \_\_\_\_\_ 円也

年 月 日付け 第 号で交付決定があった小値賀町空き家改修事業補助金を上記のとおり交付されるよう、小値賀町空き家改修事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、請求します。

年 月 日

小値賀町長 様

請求者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

様

小値賀町長

㊟

### 小値賀町空き家改修事業補助金返還命令書

小値賀町空き家改修事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、次のとおり返還を命ずる。

- 1 補助事業の名称
- 2 返還すべき金額
- 3 返還を命ずる理由
- 4 返還方法
- 5 補助金の交付確定額